

平成二十七年六月二十六日受領
答弁 第二七九号

内閣衆質一八九第二七九号

平成二十七年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに
関する質問に対する答弁書

一について

食品によるトランス脂肪酸の摂取については、平成二十四年三月に食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価において、「日本人の大多数がWHOの勧告（目標）基準であるエネルギー比1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる。」と評価されている。このため、トランス脂肪酸を含む食品の販売等を禁止することは、現在のところ考えていない。

二について

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき定める食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に基づく栄養成分の量及び熱量の表示については、消費者における表示の必要性、事業者における表示の実行可能性及び国際整合性の三点全てを満たすものについて、義務表示としたところであるが、トランス脂肪酸の表示については、これらを満たしていないことから、同基準に基づく義務

表示としないこととしたところである。